自然エネルギー財団
RENEWABLE ENERGY INSTITUTE

2026年1月8日（木）
15:00-16:00

Q&Aウェビナー
GHGプロトコル スコープ2改定

自然エネルギー財団
RENEWABLE ENERGY INSTITUTE

高瀬 香絵

自然エネルギー財団 シニアマネージャー（気候変動）
GHGプロトコル 技術ワーキンググループ スコープ2部会 メンバー

石田 雅也

自然エネルギー財団 研究局長
RE100テクニカル・アドバイザリー・グループ メンバー

Q&Aウェビナー

GHGプロトコル スコープ2改定

本ウェビナーは、情報提供を目的としたものであり、GHGプロトコルの公式見解、解釈、または助言を示すものではありません。
本内容の正確性・完全性・最新性について保証するものではなく、これに基づいて生じたいかなる損害についても、主催者および登壇者は責任を負いません。
重要な判断にあたっては、必ずGHGプロトコルの公式資料・公式見解をご確認ください。

GHGプロトコルスコープ2改定案概要

出典：GHGプロトコル資料を自然エネルギー財団にて仮訳

スコープ2ガイダンス： パブリックコンサルテーションに向けた主要な改定ポイント

改定案におけるスコープ2の報告の枠組みは変わらない
（ロケーション基準とマーケット基準の二重報告）

ロケーション基準法

- ロケーション基準**排出係数優先順位**の改定
- *利用可能*な**最も精緻なロケーション基準排出係数**を使わなくてはならない（ただし、活動データが利用可能な場合）
- **利用可能の定義：**公開、無料、信頼できる出典

マーケット基準法

- **1時間ごとのマッチング**：すべての証書は1時間単位でマッチングする必要
- **供給可能性：**すべての証書は供給可能とみなされた発電所からの供給である必要
- **標準供給サービス(SSS)：**報告企業はSSSの平均以上を主張できない
- **残余ミックス定義の更新：**残余ミックスがない場合、化石燃料のみの原単位を使う

実施可能性を高めるための措置

- **負荷プロファイル** を用いて年次/月次データを1時間データに変換
- **除外の閾値**以下の企業には必須ではない
- **レガシー条項(経過措置)** や他の移行のための方策が既存の投資に対しては検討中
- **段階的に導入する仕組みが、**新しいルールへのスムーズな移行のために検討されています

パブリックコンサルテーションには、**結果的手法(consequential methods)を用いて電力セクターの行動による回避排出(avoided emissions)を推計**するということに関する質問が含まれます。これは、回避排出量などの定量化と報告について標準的で部門横断的な要件を進めているActions & Market Instruments TWGでの検討を支援するためのものとなります。

スコープ2 スケジュール

フェーズ1: 2026年Q2に主要な要件の概要が公表予定
フェーズ2: 今後議論がスタート
最終版は2027年末の予定

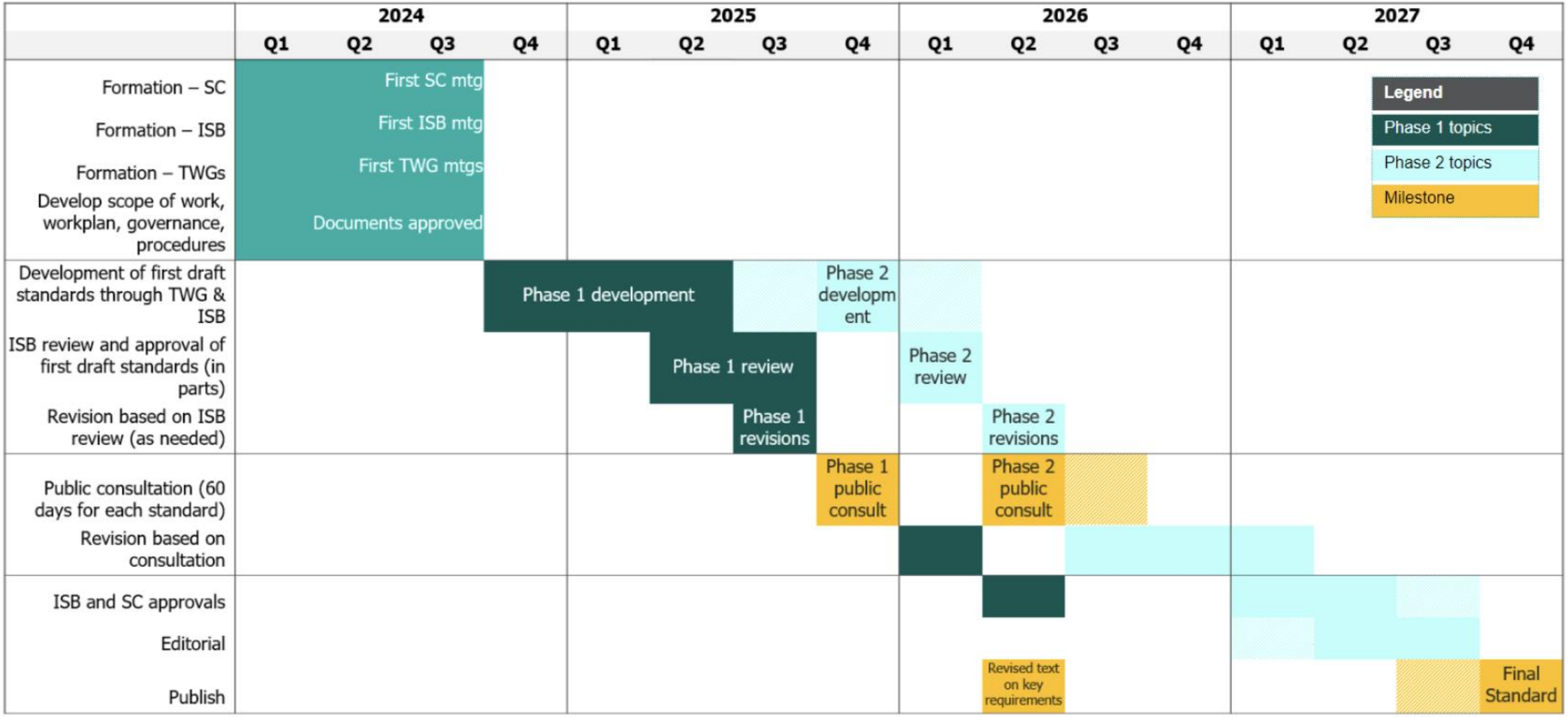

https://ghgprotocol.org/sites/default/files/2025-01/S2-SDP-20241220.pdf

フェーズごとの論点

- スコープ2としての大きな変更はフェーズ1にて扱う。

Phases	Topics to be addressed
Phase 1	1. Clarify objectives and consider any changes to the required reporting methods 2. Location-based method technical improvements 3. Market-based method technical improvements 4. Role of project-based accounting methodology relative to scope 2 accounting 5. Guidance for regional variation in energy markets 6. Interaction with policies and programs
Phase 2	1. TWG consultation on any additional topics as necessary from Phase 1 2. Interactions across Scope 2 and Scope 3 3. Guidance for purchased steam, heat, and cooling 4. Utility-specific guidance and clarification on T&D losses 5. Technical methodology guidelines for data providers 6. Technology-specific guidance

１時間マッチングについて

1. 蓄電池でためた分はどういう扱い？太陽光を指定してためたと言えるの？

2. １時間マッチングは証書の話？

3. １時間ごとの証書をマッチさせるなんて非現実的では？

4. 大企業のみが対象ですか？

5. なぜこのような厳格化をしているのでしょうか？

?

1. 蓄電池に関わる議論は**フェーズ2での議題**となっています。参考として、Energy Tagでは系統側でも電源を指定することができ、ただしロス分は減少させるといった対応となっているとのことです。

2. 証書が電気と分離されていない場合はそもそもマッチングの必要はないので、マッチングをわざわざするのは証書の場合かと思います。

3. 電気と証書を分離させない場合は、マッチングも不要です。分離された場合は１時間ごとのマッチングが必要という案です。

4. 規模による除外が提案されています。

5. 電気は化石燃料、さまざまな再エネ証書を集めて再エネ100%とすることに対して、グリーンウォッシュとの批判が高まりました。物理的電気が供給可能な範囲での権利関係を示すのがマーケット基準という再整理がされました。

供給可能性バウンダリについて

1. 日本の場合は10エリア？それとも50Hz/60Hz?

2. バウンダリを超える場合に契約で供給可能性を証明できるとありますが、具体的にはどんな契約？

3. 10エリアとなった場合、例えば東北電力管内であれば供給可能とみなせる？

4. 自家消費分から創出した証書は使えなくなる？

?

1. 案では、pricing zoneとなっています。その論理では**10エリア**となります。一方、pricing zoneは制度であり、物理的に決まるものではないので、蓋然性が低いと言えるかと思っています。

2. 基本的には物理的な電気の供給が「可能」であることを証明することが意図です。**送電線などによる分断がないことを示す契約**であることが求められると思います。

3. はい。そのような案となっています。

4. 考え方としては使えなくなるのではないかと思っていますが、前回のTWGでは系統と繋がった発電設備の自家消費分をどうするか、という議論が提起されました。今後また方向性が出てくると思います。

標準供給サービス(SSS)について

1. Pro rata（平均）シェアまで主張できるというのは具体的にはどういうこと？

2. SSSは１時間ごとのマッチングが必要？

3. 非化石証書を購入しなくても平均まで主張できるの？

4. 自治体所有の廃棄物発電所はSSS?

5. SSSかどうかはどう判断するの？

?

1. 例えば、東京電力管内の電力需要については、東京電力管内のその1時間のSSS電源のエリア平均まで、主張が“可能”（主張しなくてもいい）という意味かと思います。

2. １時間ごとという案になっています。(FAQ)

3. 現状の案としては、証書を購入しなくても主張できるとなっています。(ドラフトp.26)

4. 公的に所有されていても、民間事業者と同等の条件以外の規制上の優遇措置や費用回収を受けない場合、該当しないと記載があります。(ドラフトp.26)

5. GHGプロトコルまたは他の認知された第三者がデータベースを開発することが示唆されています。(ドラフトp.26)

調達手段はどうなるのか？

1. バーチャルPPAは使えなくなる？

2. 小売メニューの実質再エネ100%メニューはどうなる？

3. テナントの場合、これまでFIT非化石証書を購入してきたが、それは使えなくなる？

4. 改訂前に契約したものはどうなるのですか？

?

1. **証書と同じ要件**となる案です。バウンダリ要件と１時間マッチング要件を満たすのであれば、使えますが、満たさない場合は、満たす需要家を見つける必要があるかと思います。プロジェクト自体が価値がなくなるのではなく、マッチする需要家を見つける必要があるのかと思います。

2. 非化石証書による再エネ化部分は該当しなくなる案ですが、電源構成分は再エネとなるかと考えます。(証書などの扱いによる)

3. FIT非化石証書はSSSとなるため、GHGプロトコルでは使えなくなる案となっています。ただ、エリア平均まではSSSを主張できますし、それを超える分は、**１時間ごとにマッチした証書**が使えます。

4. レガシー条項が議論されています。

その他のご質問 1/2

1. 温対法とGHGプトロコルの違いは？
2. 古い設備は自動的にSSSとするという案を見ました。追加性が必要なの？どんな調達をしたらいい？
3. RE100・SBTに参加している日本企業はどうしたらいい？
4. FIT非化石証書が100%までの再エネ調達に使えなくなると、再エネ調達が活発ではなくなるのでは？
5. 非化石証書はどうなるのでしょうか？

?

1. 大きな違いとしては、GHGプロトコルではロケーション基準とマーケット基準の両方を開示、オフセットは認めないなどがあります。
2. 年数によって判断という提案はあまり支持されませんでした。追加性はインベントリには要件としては入っていません。
3. RE100やSBTはGHGプロトコルの算定報告ルールを基盤にはしていますが、独自の基準を作ります。太陽光・風力等のPPAをなるべく増やすことは間違いなさそうです。
4. FIT制度ですでに入っているものの権利関係についてのルールができたということで、再エネ設備増加に影響が出るわけではないかと思います。
5. まずは、現状の高度化法達成目的のオークションの仕組みではなく、情報基盤としての堅牢なトラッキングシステムの整備が必要かと考えます。

その他のご質問 2/2

6. ISOとの戦略的提携でどうなる？

7. レガシー条項はどうなりそうですか？

8. GHGプロトコルの改定まちで案件が進みません。

9. 熱についてはスコープ3となるという話を聞きましたが？

10. 日本だけ不利なのでは？

?

6. お互いにワーキングにスタッフが参加し、基準の連携をすることを目指しています。

7. ぜひコンサルテーションにて意見を表明ください。

8. フィジカルPPAであれば問題なく新基準にも適合すると予想されます。VPPAについても、１時間ごとの証書を域内で販売という出口はあるのではないでしょうか。

9. 熱についてもスコープ2として扱う見込みです。（FAQ）

10. バウンダリについては、北欧諸国なども pricing zoneの場合は細かく設定されます。特に日本だけが不利ということはないかと思いますが、再エネの導入を加速することがますます必要となるかと思います。